

BTMU

CHINA WEEKLY

上海レポート:羽田-上海虹橋チャーター便の経済効果

先月29日、東京羽田空港と上海虹橋空港を結ぶ定期チャーター便が就航した。運航会社は日本航空、全日空、中国東方航空、上海航空の4社で、それぞれ1日1便(1往復)を運航する。就航が国慶節の連休期間と重なったためビジネス用途がメインとされる客足が心配されたそうだが、話題性もあって順調な滑り出しとなったようだ。休暇を利用して一時帰国をされた駐在員の方々には搭乗された方も多かったかもしれない。

チャーター便の構想は昨年10月、安倍前首相の就任直後の訪中時に日本側から提案された。就航時期は当初2007年中とされていたが、日中国交正常化共同声明からちょうど35年に当たる9月29日に予定が前倒しされた。今月28日には虹橋と韓国ソウルの金浦空港を結ぶチャーター便就航も予定されており、既に就航している羽田金浦線と共に北東アジア主要3都市間のビジネスの利便性を一層高めるものと期待される。東京の都心から上海の中心部までの移動時間を例にとってみると、従来は上海浦東空港から上海の中心部まで1時間以上かかっていたのが、チャーター便を使うと、虹橋空港から上海市中心部までが30分弱となり、羽田空港から都心までを1時間程度の短縮と見積もれば、合計で1時間半以上の短縮が期待できることになる。

チャーター便就航によるメリットだが、本稿ではもう一步踏み込んで試論を展開してみたい。

まず虹橋利用による時短のメリットは、上海の西に広がる長江デルタの後背地、蘇州や無錫の進出企業においてより強く実感されるのではないかと。同地は上海市の東の果てに位置する浦東空港とは対極にあり、近年製造業を中心に多くの企業が進出し、上海から同地への産業移転や再投資も進んでいる。また国内線の9割が集中する虹橋トランジットを利用した中国地方都市へのダイレクトな出張も今後アレンジが増えるであろう。

次に旅客だけでなく、貨物についても物流企業や航空会社を中心に動きが出ているようだ。蘇州工業園区が出資する蘇州物流中心は、提携する運航便を利用して蘇州で集荷・通関した貨物を最速翌日に日本の顧客に届ける。運航4社全ての虹橋羽田便を利用した羽田同日通関、午前便利用時の同日配送手配サービスを就航初日からスタートさせた物流会社もある。

チャーター便就航に伴い虹橋空港の貨物取扱量が現在の36万トンから2010年には100万トンに拡大すると予測する物流会社もあり、こうした需要拡大に備え、虹橋空港では年間4,000万人の利用を可能とする大規模な拡張プロジェクトが進行中だ。今年2月、国家発展改革委員会が計画を認可、総投資額153億元、3,000メートル級滑走路と旅客ターミナルビルを新設し、2010年の万博需要と2015年までの需要を賄う。地下鉄2号線の延伸乗り入れもようやく視野に入ってきた。乗り入れによって浦東空港との連携効果も期待でき、タクシー待ちの行列も幾分緩和されるだろう。

最後は些か飛躍に過ぎるかもしれないが、虹橋空港を中心に、上海市西部に新たな都市圏ないし経済圏が形成される可能性にも言及しておきたい。上海市では虹橋空港が立地する長寧区と嘉定区を跨ぐ一帯に「虹橋総合交通樞軸」と呼ばれる一大交通ハブを整備・建設する計画が進行中だ。空港の拡張についてはすでに見たとおりだが、幾本もの高速道路が市内自動車専用道に接続するこのエリアには大規模なパーク&ライド施設や、北京上海高速鉄路(所謂「新幹線」)、杭州上海リニア線(未だF/S中で今後紆余曲折も)に都市軌道交通が相互乗り入れする鉄道ターミナルが建設される予定である。空路、道路、鉄路の結節点となる長寧区では既存の虹橋商業貿易開発区や古北高級住宅地区に加え新たに大規模なオフィスビル・ホテル・商業施設集積地区(CBD)を建設中で、周辺には人口規模100万人クラスとなる北の嘉定区、南の松江区のニュータウン(新城)、東には別荘地も広がる青浦区の衛星都市が配される。将来的にそのような都市・経済圏の形成が現実となれば、その輻射効果は上海市に止まらず、蘇州の一部地域(昆山や太倉)を飲み込むように、密度の高い都市化の波が広がっていくものと予想される。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●中国社会科学院「中国は物価上昇局面入り」

中国社会科学院は 10 日発表した「中国経済情勢分析と予測 秋季報告」の中で、中国はインフレ圧力を受け、物価上昇局面に入ったとし、深刻なインフレを予防すべきとの見方を示した。CPI は 1-8 月で 3.9%、8 月単月で 6.5%と上昇を続ける中、同報告はインフレの背景には豚肉を含む食品価格の上昇に加え、過剰流動性、投資の高い伸び、省エネコストの上昇等、長期に亘る要因が積みあがっていると、来年のマクロ政策は、消費者物価と資産価格の行き過ぎた上昇の抑制、物価の安定を主要課題とすべきと指摘した。なお、今年の GDP 成長率は前年を上回る 11.6%、2008 年はやや鈍化して 11%弱、CPI 上昇率は今年が 4.5%、2008 年は 4%との見通しを示した。

●人民銀行アンケート 企業の輸出受注が一部減速

人民銀行(中央銀行)が行った第 3 四半期の企業アンケート調査によると、全体的な市場の需要は安定しているものの、国内、海外別にみると、国内受注が引き続き増加傾向にあるのに対し、輸出受注は第 2 四半期比減少し、2005 年以来最大の減少幅となった。特に、貿易黒字の抑制を目的とした増値税還付率引下げの影響を受け、浙江、江蘇、上海、福建等地域の輸出受注減が顕著という。

2. 産業

●無錫市 国際サービスアウトソーシングの発展促進

11 日、江蘇省無錫市で、世界のサービスアウトソーシング企業の代表者ら約 300 名が参加し「2007 年無錫国際サービスアウトソーシング協力会議」が開催された。商務部は昨年 10 月「千百十プロジェクト」*を制定、さらに今年 3 月には国務院より海外からのサービスアウトソーシングの受託をサービス貿易拡大の重点とする方針が打ち出されている。これ迄に大連、上海、成都、西安、深圳、杭州等 11 の基地都市と、1 つのモデル基地(蘇州工業園区)が指定され、長江デルタ地域は同産業発展の重点地区となっている。今回の会議では、無錫太湖保護区が新たにモデル地区の認定を受けた他、無錫国際データセンターの建設、海外向け情報発信などのプラットフォーム建設計画が発表された。また、会期中に米国、日本、インド、ドイツ等による総投資額 5.8 億元に上る 16 のプロジェクト契約が締結された。無錫市は人材育成、企業のレベルアップに取り組み、今後さらに同市のサービスアウトソーシング業の発展を促進したいとしている。

*第 11 次 5 年計画期間中に、国際競争力の有するサービスアウトソーシング基地都市として 10 都市を指定し、世界の有力他国籍企業 100 社のアウトソーシング業務の発注を誘致する他、海外からの受注に対応できる地場企業 1,000 社を育成する計画。

3. 貿易・投資

●「外商投資企業出資管理弁法」意見募集稿発表

国家工商総局は 9 月 20 日、ホームページ上で「外商投資企業出資管理弁法」の意見募集稿を発表、10 月 10 日まで一般からの意見募集を行った。同意見稿は、「会社法」と「会社登記管理条例」に基づいた外資企業の出資、登記規定やこれらの違反規定をまとめたものとなっている。

●「洋浦保税港区」国務院が認可

海南省政府は 11 日、国務院が洋浦保税港区の設立を認可したと発表した。同港区は上海洋山、天津東疆、大連大窑湾に続く四番目の保税港区となり、保税区和輸出加工区が有する双方の優遇政策・機能を享受することとなる。

●UNCTAD 今後 3 年で中国は最も魅力的な投資国に

国連貿易開発会議(UNCTAD)が発表した「2007-2009 年世界投資トレンド調査」(World Investment Prospects Survey 2007-2009)に拠ると、向こう 3 年の世界の外国直接投資の動向について、世界経済の持続的な発展、潤沢な資金と投資収益率の高さ等を背景に、引き続き増加傾向を辿ると予測。また、世界の多国籍企業 192 社を対象とした国別投資トレンド調査では、2007-2009 年の間に中国はインド、米国を上回り世界で最も魅力的な投資国となるとの結果が現れた。

4. 金融・為替

●預金準備率 0.5%引上げ 13%へ

人民銀行(中央銀行)は 13 日、人民元預金準備率を 0.5%引上げ、13%とすることを発表した。実施は 10 月 25 日。今年 8 回目の引上げとなり、銀行の流動性管理の強化と、貸出抑制を目的としている。

●人民銀行 11 月より金利先渡契約開始を発表

人民銀行(中央銀行)は 8 日、11 月 1 日より、一定要件を満たす金融機関の、インターバンク債権市場における金利先渡契約(Forward Rate Agreement)業務を開始すると発表した。金利先渡契約とは、事前に決めた期日に、事前に決めた条件で資金の貸借を行う契約で、元金の移動は伴わず、差額を決済する差金取引。人民銀行は、金利先渡契約導入の意義を、①投資者に対する金利リスクのヘッジツールの提供、②市場の安定性、効率性の向上に資する、③市場の需給を反映する金利先渡契約の金利水準が、人民銀行の貨幣政策の指針となる、④金融派生商品の発展に繋がる、としている。

EXPERT VIEW

新労働契約法と工会（労働組合）・集団契約の関係

9月21日（金）に弊行グループが毎月一回行っている、「MUFG 中国経営支援セミナー」が東京で開催され、午前・午後二回の講演に約330人の取引先が参加された。今回のテーマは、「新労働契約法のポイントと留意点、工会（労働組合）の設立・集団契約・工会との付き合い方」についてで、第一部で露木・赤澤法律事務所の赤澤弁護士より、ケーススタディ方式で、問題になりそうな以下の様な7点に関し、解説して頂いた。

以下は、新労働契約法において明確な規定がなく、解釈が明らかではないと指摘された点である。

1. 労働契約の更新

- (1) 固定期間がない労働契約の締結条件の新設
- (2) 2回目の固定期間がある労働契約の期間満了時に雇用単位は更新を拒絶して労働契約を終了することができるのか？
- (3) 従前の労働契約の扱いはどのようになるのか？
- (4) 更新時に労働契約の更新をしない従業員に対しては、どのような経済補償をすべきか？
- (5) 更新時に労務費増加を原因として、従業員の賃金を減額調整して更新の申し入れをすることができるのか？

2. 従業員奨励・福利基金その他の福利費用

- (1) 従業員奨励福利基金の性質
- (2) 「福利費使用弁法」の性質
- (3) 法施行後は、保険福利にかかわる「労働者の切実な利益にかかわる規則制度」に該当し、その制定、修正等は、法第4条第2項に定める手続を処理しなければならないのか？
- (4) 法施行後は、定款の変更又は董事会の決議等により従業員奨励福利基金の積立てを廃止することができなくなるのか？法施行前であれば問題がないのか？
- (5) 従業員奨励福利基金でなく、賃金総額の14%を上限として毎年暫定的に積み立てていた福利費用も同様の処理となるのか？

3. 就業規則等

- (1) 労働規則制度とは、どの範囲の規則制度をいうのか？
- (2) 労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生、保険福利、従業員訓練、労働規律及び労働定額管理等、労働者の切実な利益にかかわる規則制度の範囲をどのように考えるべきか？
- (3) ①従業員代表大会又は従業員全体の討論を経て、草案及び意見を提出し、②労働組合又は従業員代表と平等協議を通じてこれを定めるという2段階の手続を常に履行する必要があるのか？
- (4) 規則制度等の実施する過程における労働組合又は従業員からの意見の提出に対して、雇用単位はどのように対応すべきなのか？

4. 競業制限

- (1) 商業秘密とは、何か？
- (2) 法第23条第2項に定める「秘密保持義務を負う労働者」とは、第1項に基づき労働契約において秘密保持約定を規定した従業員に限定されるのか？
- (3) 経済補償金

5. 秘密保持及び職務発明等

- (1) 報償金の支払義務と秘密保持義務との間に関連性があるのか？
- (2) 秘密保持義務に対する違約金の定めは、法第25条により禁止されるのか？
- (3) 損害賠償請求の範囲をどのように考えることができるのか？

6. 派遣従業員

- (1) 労働力派遣単位とは何か？⇒FESCO等の対外服務公司も労働力派遣単位なのか？
- (2) 労働力派遣単位と被派遣労働者との間では、固定期間がない労働契約の締結条件は適用されないのか？
- (3) 労働力利用単位は、無条件に労働力派遣合意を解除することができるのか？
- (4) 被派遣労働者には会社の規則制度が適用されるのか？⇒減給処分その他の労働懲戒を適用するのか？
- (5) 労働力利用単位の労働組合への参加
- (6) 被派遣労働者の業務職種
- (7) なぜ、FESCOの管理費が値上がりするのか？

7. 短期労働者及び非全日制労働者の雇用

- (1) 最低労働契約期間規制はないのか？
- (2) 短期労働者及び全日制労働者については、社会保険に加入する義務があるのか？
- (3) 短期労働者を期間途中で労働契約を解除することができるか？
- (4) 短期労働者を連続して1か月ずつ2回雇用した場合には、3回目には固定期間がない労働契約となるのか？⇒少しでも期間が空けばよいのか？
- (5) 非全日制労働者には時間外賃金を支給する必要があるのか？
- (6) 短期労働者及び全日制労働者は、雇用単位の労働組合に加入できるのか？

第二部で、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの池上顧問から、「工会（労働組合）」と「集団契約」に関し、解説して頂いた。新労働契約法では、第4条にあるように、「雇用単位は、労働報酬、就業時間、休息・休暇、労働安全・衛生、保険・福利、従業員訓練、労働規律及び労働ノルマ管理等の労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度又は重大事項を制定し、改定し、又は決定するときは、従業員代表大会又は従業員全員との討議を経て、草案及び意見を提出し、工会又は従業員代表と平等に協議し、確定しなければならない。

規則・制度及び重大事項の決定を実施する過程において、工会又は従業員が不相当と認めたときは、雇用単位に提起し、協議を通じて改定させ、改善させる権利を有する」とあり、工会（労働組合）との平等な協議が不可欠になっている。現状は、多くの企業が自社で決めた就業規則、雇用契約を利用していると思うが、来年からは事前の協議が必要になるので、年内の対応マニュアルの策定、交渉相手の特定と交渉実施が必要になる。

1. 労働契約法における関係規定

(1) 「工会」

①労働契約の締結と解除における関与を改めて明記。

第6条

工会は、労働者が雇用単位と法により労働契約を締結することを援助、指導し、かつ雇用単位との集団協議メカニズムを確立し、労働者の合法的権利・利益を保護しなければならない。

第43条

雇用単位が一方的に労働契約を解除するときは、事前に工会に理由を通知しなければならない。雇用単位が法律、行政法規の規定又は労働契約の約定に違反している場合には、工会は雇用単位に是正を要求する権利を有する。雇用単位は、工会の意見を検討し、かつ、処理の結果を工会に書面で通知しなければならない。

②会社の規則等の制定における協議への参与を明記。

第4条

雇用単位は、法に従って労働規則・制度を確立し、完備し、労働者が労働の権利を享受し、

労働の義務を履行するよう保障しなければならない。

雇用単位は、労働報酬、就業時間、休息・休暇、労働安全・衛生、保険・福利、従業員訓練、労働規律及び労働ノルマ管理等の労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度又は重大事項を制定し、改定し、又は決定するときは、従業員代表大会又は従業員全員との討議を経て、草案及び意見を提出し、工会又は従業員代表と平等に協議し、確定しなければならない。

規則・制度及び重大事項の決定を実施する過程において、工会又は従業員が不適当と認めたときは、雇用単位に提起し、協議を通じて改定させ、改善させる権利を有する。

雇用単位は、労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度及び重大事項の決定を公示し、又は労働者に告知しなければならない。

③派遣労働者の工会への参加・結成権を明記。

第64条

非派遣労働者は、労務派遣単位又は使用単位において法により工会に参加し、又は工会を組織し、自身の合法的権利・利益を保護する権利を有する。

（２）「集団契約」

①労働契約、就業規則等に対する優位性を規定。

第55条

集団契約における労働報酬及び労働条件等の基準は、当地人民政府が定める最低基準を下回ってはならない。雇用単位と労働者が締結する労働報酬及び労働条件等の基準は、集団契約に定める基準を下回ってはならない。

第11条

雇用単位が採用と同時に書面の労働契約を締結せず、労働者と約定した労働報酬が不明確な場合には、新たに採用した労働者の労働報酬は集団契約に定める基準に従って執行する。集団契約がない、又は集団契約に定めがない場合には、同一労働同一報酬を実行する。

第18条

労働契約の労働報酬及び労働条件等の基準についての約定が不明確で、紛争が生じたときは、雇用単位は労働者と改めて協議を行うことができる。協議が成立しない場合には、集団契約の定めを適用する。集団契約がない、又は集団契約に労働報酬の定めがない場合には、同一労働同一報酬を実行する。集団契約がない、又は集団契約に労働条件等の基準の定めがない場合には、国の関係規定を適用する。

②工会未結成の場合の上級工会による指導を明記。

第51条

企業の従業員は、雇用単位と平等な協議を通じ、労働報酬、就業時間、休息・休暇、労働安全・衛生、保険・福利等の事項について集団契約を締結することができる。集団契約の草案は、従業員代表大会又は従業員全員で討議、可決しなければならない。

集団契約は、工会が従業員側を代表して雇用単位と締結する。工会が設立されていない雇用単位は、上級の工会が労働者の推挙する代表を指導して雇用単位と締結させる。

③県以下の範囲内での業種・区域の集団契約を規定。

第53条

県級以下の区域内において、建設業、鉱業、飲食・サービス業等の業種は、工会が企業側の代表と業種の集団契約を締結し、又は区域の集団契約を締結することができる。

2. 「工会」の任務

①工会結成は従業員の権利、会社は協力の義務。

○中国国内の企業・事業単位・機関において、賃金収入を主な生活源泉とする肉体労働者と頭

脳労働者は、民族・人種・性別・職業・宗教・教育の程度に関わらず、全て法に従って工会に参加し、組織する権利を有する。如何なる組織と個人も、それを妨害し又は制限することはできない。（工会法第3条）

②任務は、従業員の権利・利益擁護、業務への参与と協力、労働争議の調停。

○職員・労働者の合法的権益の擁護は、工会の基本職責である。工会は、全国人民の全体的利益を擁護し、同時に職員・労働者の合法的権利・利益を代表し、擁護する。（後略）

（工会法第6条）

○企業・事業単位にストライキ、サボタージュ事件が発生したときは、工会は従業員を代表して、企業・事業単位又は関係者と協議し、従業員の意見及び要求を反映し、且つ解決のための意見を提出しなければならない。従業員の合法的要求については、企業・事業単位はこれを解決しなければならない。工会は企業・事業単位が業務を適切に行い、生産・業務秩序が速やかに回復するのに協力する。（工会法第27条）

○工会は、企業の労働争議調停業務に参加する。

地方の労働争議仲裁組織は、同級工会の代表の参加がなければならない。（同第28条）

③活動は、企業内党組織が主導。

○中国の工会は、中国共産党が指導する労働者が自発的に結合した労働者階級の大衆組織であり、党と労働者が連携する橋梁、紐帯であり、国家政権の重要な社会的支柱であり、工会員と労働者の利益の代表である。（後略）（工会規約総則）

○企業工会は、同級の党組織と上級工会の二重指導を受けるが、同級の党組織の指導を主とする。党組織が未設立の企業は、その工会は一級上の工会の指導を受ける。（企業工会活動条例第51条）

④未結成の場合、従業員との協議制度の設置から検討。

3. 「集団契約」のポイント

①工会が従業員側を代表または指導。

○従業員側の協議代表は、本単位の工会が選任派遣する。工会が未結成の場合は、本単位の従業員が民主的に推薦し、本単位の半数以上の従業員の同意を経るものとする。（第20条）

②実務交渉では、従業員側から過大な要求が出る可能性あり。

③日頃の協議で、会社の経営権を理解させることが必要。

○集団協議の代表は、協議の前に以下の準備活動を行う。

①集団協議の内容に関わる法律、法規、規則・制度を熟知する。

②集団協議の内容に関わる状況と資料を理解し、使用単位と従業員の協議の意向、意見を収集する。

③集団協議の議題については、協議を提起した側が起案するが、双方の代表により共同で起案することもできる。

④共同で非協議代表1名を記録係として選定する。（第33条）

弊行三菱UFJフィナンシャルグループでは、お客様の新労働契約法に関する①工会・従業員代表への対応方法・協議の進め方、②集団契約書の策定指導、③雇用契約書・就業規則・その他各種社内規定策定の指導を有料ですが、サポートさせていただきますので、お客様担当の弊社担当者宛にご連絡頂けたら幸いです。

（中国業務支援室 赤坂 恵司）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.10.08	7.5040	7.5006~7.5076	7.5062	0.0001	6.4040	0.1133	0.9672	0.0004	10.5718	0.0695	2.0500	5975.99	148.3300
2007.10.09	7.5140	7.5110~7.5200	7.5170	0.0108	6.4065	0.0025	0.9684	0.0012	10.5463	0.0255	2.0500	6000.46	24.4700
2007.10.10	7.5150	7.5067~7.5150	7.5115	0.0055	6.4072	0.0007	0.9682	0.0002	10.6185	0.0722	2.0800	6058.62	58.1600
2007.10.11	7.5090	7.5027~7.5095	7.5057	0.0058	6.3995	0.0077	0.9679	0.0003	10.6589	0.0404	2.1100	6207.84	149.2200
2007.10.12	7.5057	7.5039~7.5125	7.5125	0.0068	6.4007	0.0012	0.9689	0.0010	10.6536	0.0053	2.2300	6196.97	10.8700

トピックス

【8日】

- グロース独経済技術相は、中国による同国の鉄鋼輸出企業への政府補助金廃止に向け、欧州連合(EU)は努力していくとの見方を示した。

【9日】

- 中銀は、資産担保証券(ABS)の銀行間市場でのレポ取引を認可する方針を明らかにした上で、ABSレポ取引の認可は、流通市場でのこれら証券の流動性を確実に高めるとの見方を示した。
- 国家統計局によると、第3四半期の業況感指数は144.7となり、第2四半期の146.0から低下した。

【10日】

- 中国紙は、中国が新たに設立した国家投資ファンドである中国投資有限責任公司(中国投資)は、当初の投資先をアジアとする可能性があると報じた。
- ユンケルEU議長(ルクセンブルク首相)は、人民元相場は深刻な問題であり、米国と同じくユーロ圏にとっても為替に関する主要な問題になっているとの見解を示した上で、11月末までにトリシェECB総裁、アルムニア欧州委員らと共に中国を訪問し、中国の財務相や中銀総裁と会談することを明らかにした。
- 国家統計局が発表した第3四半期の景況感指数は143.0となった(第2四半期:143.1)。

【11日】

- 尚福林 証券監督管理委員会(CSRC)委員長は、今後、時期を見て海外の証券会社との合併会社の業務範囲を拡大する方針を明らかにした上で、「企業が資金調達を行う上で銀行融資への依存度を減らすため、中国政府は優良企業による国内株式市場への上場を引き続き奨励する」と述べた。
- キミット米財務副長官は、「外国為替市場は開かれた競争のある市場でなくてはならず、経済ファンダメンタルズに基づいて成り立つべきだと確信している」「G7も欧州連合(EU)財務相理事会も、中国の通貨は公正な市場価値をもっと迅速に採用すべきだと非常に明確に表明している」と述べた。
- 国家統計局が発表した第3四半期の消費者信頼感指数は97.0となった(第2四半期:96.8)。

【12日】

- 上海証券取引所の幹部は、同国が投資可能な金融商品を拡大する計画の一環として、同取引所に不動産投資信託(REIT)を上場させる方針を明らかにした。
- 税関総署の発表によると、9月の貿易黒字は239億1000万米ドルとなり(8月:250億米ドルの黒字)、9月の輸出は前年同月比+22.8%、輸入は同+16.1%となった。
- 税関統計(暫定)によると、9月の原油輸入は1366万トンとなり、1~9月の原油輸入は前年同期比+13.6%となった。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。